エプロン運用ルールの変更について
（2026年3月2日以降変更）

工事の実施に伴い、スポット運用ルールを一部変更いたします。

期間は令和8年3月2日（予定）から令和8年3月31日までとし、期間に変更がある場合は別途通知いたします。

また、スポット6番及び7番以外のスポットの運用ルールに変更はありません。

◎期間：令和8年3月2日～令和8年3月31日（終日）

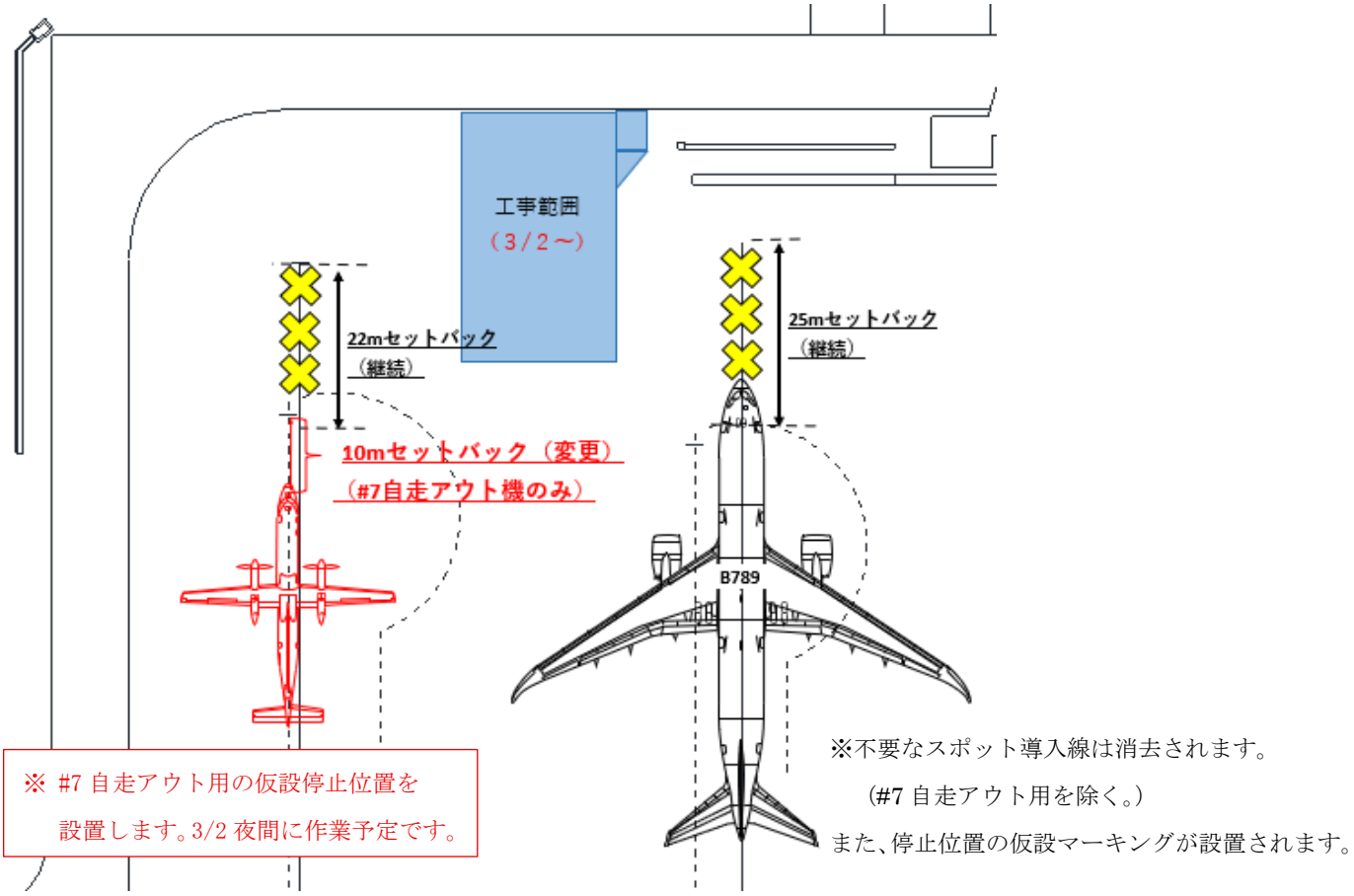

スポット	出発方式	駐機位置	運用制限等
6*	プッシュバック	正規位置から 25m セットバック（継続）	・B789 を超える全長又は全高の機体は駐機不可
	自走アウト	正規位置（変更なし）	—
7	プッシュバック	正規位置から 22m セットバック（継続）	・A321neo を超える全長又は全高の機体は駐機不可
	自走アウト	正規位置から 10m セットバック（変更）	自走アウト時は、旋回を開始する位置及び左側車両通行帯の通行止めに注意→次ページ参照

6*：スポット 6 番にあっては、機材故障等発生した場合、運航情報官と調整したうえで正規位置からのセットバックを 15m とすることで、B772 まで駐機可能。ただし、この場合は旅客ハンドリングを不可とし、出発方式はプッシュバックのみとする。

【参考】

スポット	出発方式	駐機位置	運用制限等
6	プッシュバック	正規位置から 25m セットバック	・B789 を超える全長又は全高の機体は駐機不可 （B78X、B772 駐機不可）
	プッシュバック	正規位置から 15m セットバック （機材故障等発生した場合のみ）	・B772 を超える全長又は全高の機体は駐機不可 （B78X、B772 駐機可能） ・旅客ハンドリング不可 ・事前に運航情報官と調整が必要

【スポット 7 番からの自走アウトに係る注意事項】

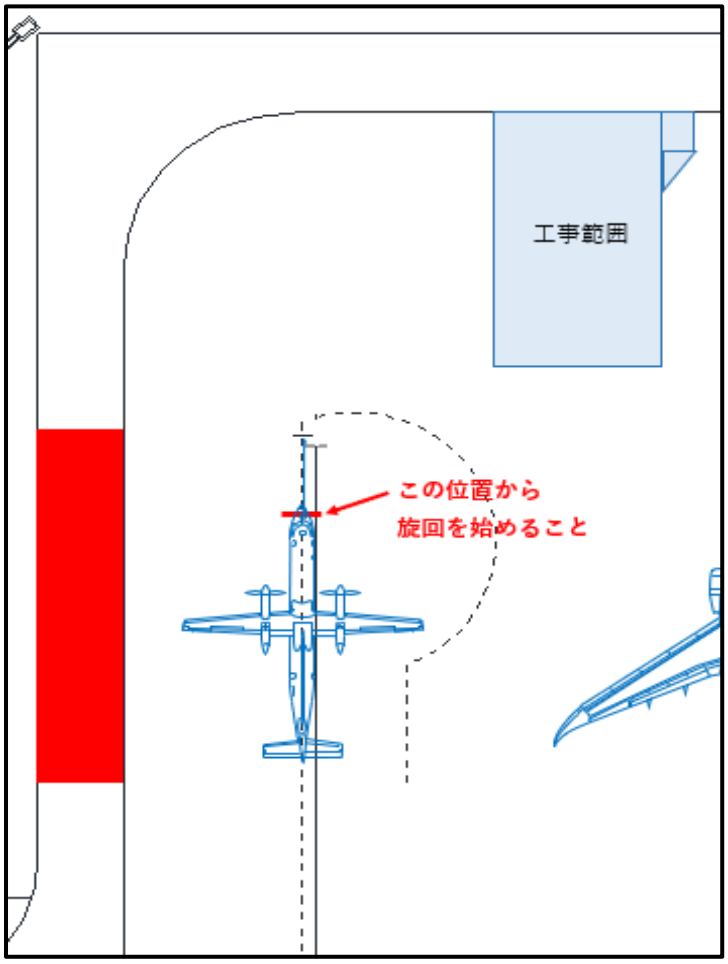

・スポット 7 番自走アウト時に、ブラストの影響範囲が車両通行帯の一部にかかるため、車両通行帯の通行止めをお願いします。（左図 ■）

・工事範囲とのクリアランス確保及びブラストの影響回避のため、自走アウトの旋回はセットバックした駐機位置から、最小旋回半径で実施してください。